

新型コロナウイルスに感染した場合について

1 新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルス感染症は、発熱、咳、息苦しさ、だるさ、頭痛、嘔気・嘔吐、下痢、味覚・嗅覚障害など様々な症状を引き起こします。また、高齢者、糖尿病・心疾患など基礎疾患がある人は重症化しやすいと言われています。感染者のうち、約8割の人は発症から1週間程度で軽症のまま治癒しますが、約2割の人は1週間～10日程度で肺炎症状が増悪し入院、あるいは集中治療室での呼吸管理を要する場合があります。

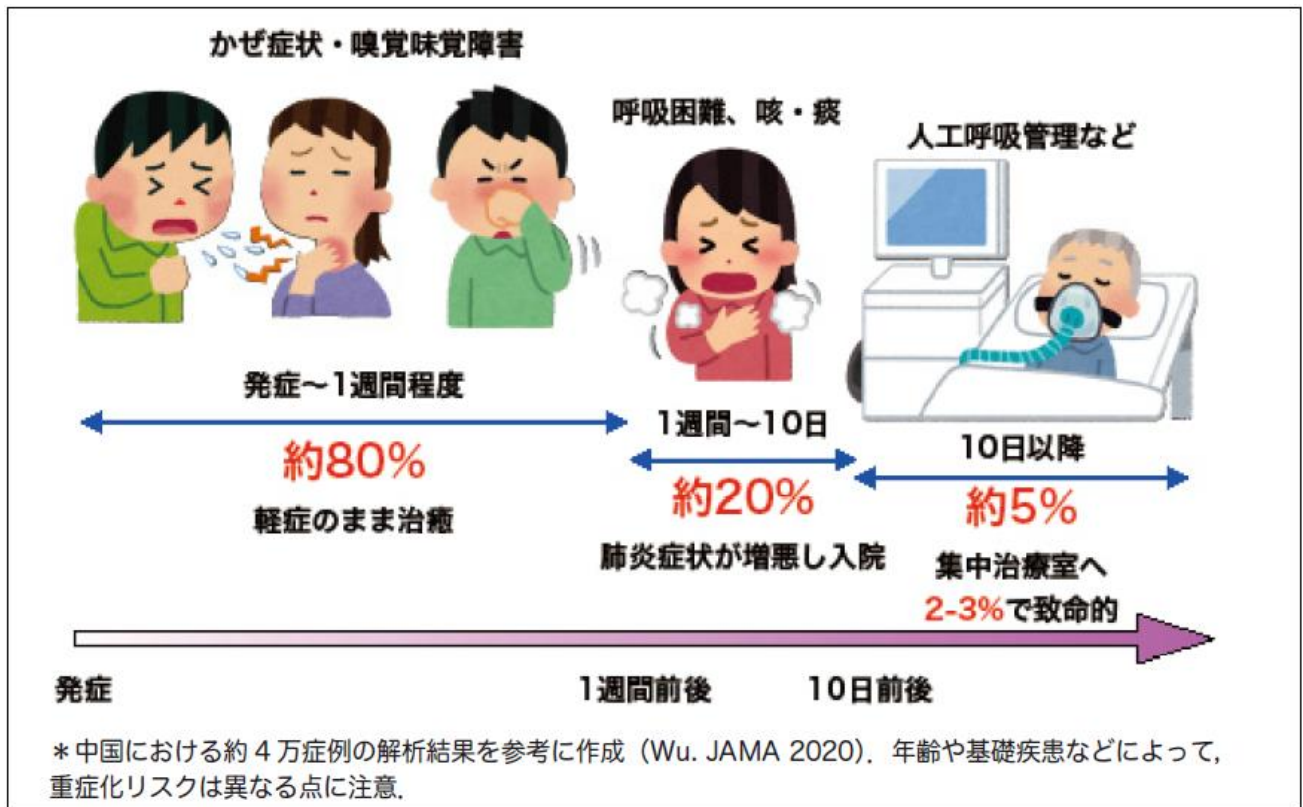


図 1 新型コロナウイルス感染症の経過

※厚生労働省「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第4.2版」抜粋

一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。換気の悪い空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。

また、有症状者が感染を広げるとされていますが、発症前や無症状の病原体保有者も感染のリスクがあります。

2 PCR検査等で感染が判明したら

感染した方は、お住まいの区の保健センターの職員の指示に従ってください。

※一般的には、医療機関等から検査結果が「陽性」の連絡を受けた「当日」又は「翌日」には保健センターから連絡があります。

●感染判明から療養解除までの流れ



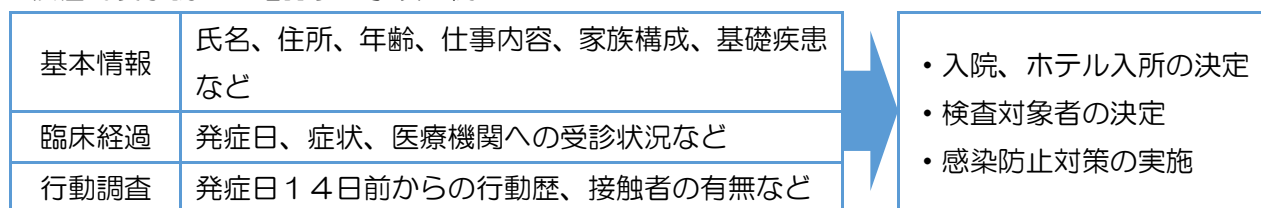
3 保健センターからの電話について（積極的疫学調査）

保健センターから本人又は保護者等に連絡し、感染が判明した方の症状や過去14日間の行動歴を聞き取ります（積極的疫学調査）。また、同居している人や一緒に食事をした人、職場の同僚との接触状況などを確認します。

この聞き取りを踏まえて、入院の必要性や検査対象者等（※1）の有無を判断します。保健センターから濃厚接触者（※2）やPCR検査が必要と判断された方の氏名や連絡先を伺いますので、該当者へ保健センターから連絡があることについて、事前に連絡をお願いします。

なお、会社等にも職場の状況、感染防止への対策等、確認させていただくことがあります。

●積極的疫学調査で確認する事項の例



※1 検査対象者等について

積極的疫学調査の結果、PCR検査が必要と判断された方は、保健センターが案内する場所等で、PCR検査を受けていただきます。

また、その後の流れについては、以下の区分のとおりです。

●PCR 検査後の流れ

区分	
濃厚接触者	PCR検査が陰性であっても、最終接触日から14日間は、不要不急の外出を控え、保健センターの指示に従ってください。
上記以外の接触者	濃厚接触者のような、14日間の自宅待機は不要です。
備考	上記のいずれも、一度「陰性」となった場合であっても、数日後に風邪症状などの症状が出現し、再度PCR検査を実施したところ「陽性」となる場合もあります。

※2 濃厚接触者について

濃厚接触者とは、感染者の感染の可能性がある期間（発症の2日前から入院または自宅等での療養の開始までの期間）に接触した方のうち、次の範囲に該当する方で、積極的疫学調査の結果から保健センターが判断します。

- ・感染者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった方
- ・感染者の気道分泌液もしくは体液等のウイルスに直接接触した可能性が高い方
- ・マスクなど適切な感染防護無しに感染者を看護若しくは介護していた方
- ・その他：手で触れる距離（目安1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者との15分以上の接触があった方（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断）

※国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」参考

4 治療について

新型コロナウイルスそのものに効く抗ウイルス薬はまだ確立していませんが、ウイルスによる熱や咳など症状に合わせた対症療法、具体的には、解熱剤や鎮咳（ちんがい）薬、点滴等が実施されます。また、肺炎を起こした場合は、入院の上、薬物療法や酸素投与、人工呼吸治療等、重症度に応じた治療が行われます。

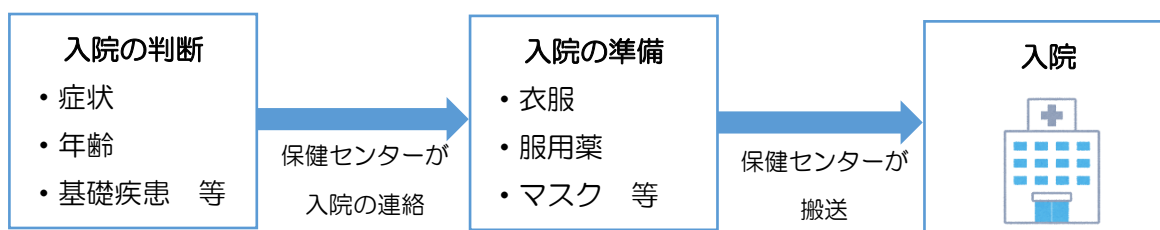
5 療養について

「現在の症状」、「年齢」、「基礎疾患の有無」などの状況により、原則、入院又は宿泊療養を行っていただきます。

（1）入院

入院が必要と判断された方には、入院先を案内しますので、入院の準備（入院に必要な物品等は保健センターからお知らせします。）をしてください。なお、自宅から入院先の病院までは、保健センターの職員等が搬送します。

●入院までの流れ



(2) 宿泊療養

軽症及び無症状の方は、原則、宿泊療養施設（ホテル）での療養となります。

宿泊に当たって、事前に保健センターから準備物や注意事項等を説明の上、宿泊施設への入所時間を調整します。なお、自宅から宿泊療養施設までは、保健センターの職員等が搬送します。

※「宿泊療養のしおり」(本市HP)：<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/2838.html>

無症状等の方で、(2)での療養が困難な方等については、自宅療養となる可能性があります。

この場合、保健センターから説明する感染予防にかかる留意点を遵守いただきます。また、保健センターの保健師から1日に1回の健康観察の電話を行います。

6 元の生活への復帰について（就業制限の解除）

症状が出始めた日から10日間（症状のない人は、検査のための検体採取日から10日間）が経過し、かつ、症状軽快後72時間が経過すれば、退院または宿泊療養施設あるいは自宅での療養が解除されます（具体的な日付に関しては、保健センター職員よりご説明させていただきます）。

退院、あるいは宿泊療養・自宅療養が解除されれば、就業制限は解除され、元の生活へ復帰できることとなります。

※療養解除された方は感染性がないため、陰性の証明は不要です。



図 2 期間計算のイメージ図

※厚生労働省「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第4.2版」抜粋

●就業制限解除等の基準

区分	基準
有症状者	発症日から10日間経過かつ症状軽快後72時間が経過した場合
無症状者	検体採取日から10日間経過した場合
濃厚接触者	陽性者との最終接触から2週間の健康観察期間が終了した場合 （濃厚接触者は患者ではありませんが、新型コロナウイルスの潜伏期間中は発症の可能性があるので、不要不急の外出はお控えください。）

7 就業制限の解除通知について

職場等復帰に当たって、陰性証明等は不要です。なお、「就業制限の解除通知書」を保健センターで発行しますので、お住いの区の保健センターへお問い合わせください。

8 療養終了後の生活について

療養終了時点では、他の人への感染性はないと考えられますが、ごく稀に再度症状が現れる方が確認されています。そのため、療養終了後4週間は以下の点に留意いただきますようお願いいたします。

(1) 一般的な衛生対策を徹底

石けんを用いた手洗いやアルコール消毒液を使用してください。また、咳エチケット（マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえる、マスクの着用等）を守ってください。

(2) 健康状態の確認

毎日、体温測定を行い、発熱（37.5℃以上）の有無を確認してください。

(3) 退院・療養終了後、体調に異変を感じた場合

まずはかかりつけ医に電話で相談し、現在までの状況を説明した上で、受診しましょう。また、かかりつけ医のない方は、お住いの区の保健センターに相談してください。

9 心のケアに関すること

目に見えないウイルスに対して、不安や恐怖、ストレスを抱えながら生活されている方も少なくないのではないのでしょうか。広島市精神保健福祉センターでは、「新型コロナウイルス感染症に関するこころの相談窓口」を設ける等を実施していますので、以下のホームページを参考にしてください。

※「広島市精神保健福祉センター」（本市HP）：

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/66/15556.html>

10 各保健センターの連絡先

お住いの区	連絡先
中区	504-2528
東区	568-7729
南区	250-4108
西区	294-6235

お住いの区	連絡先
安佐南区	831-4942
安佐北区	819-0586
安芸区	821-2809
佐伯区	943-9731

<参考資料>

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第4.2版」